

第37回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月5日(水)午後1時32分から午後2時37分まで

2 開催場所 群馬県農業共済組合西支所2階 会議室

3 出席委員(24人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	5番	寺崎 正親
6番	酒井 孝	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	信澤 健治
10番	中沢 幸子	11番	山田 孝夫
12番	井田 裕	13番	大河原 藤雄
14番	塚越 勤	15番	永井 保伸
16番	石川 大輔	17番	加藤 精一
18番	福田 敬一	19番	石井 多加志
20番	清水 悟	21番	松田 健
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	堀越 良和	25番	吉田 春美

4 欠席委員 なし

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
局長補佐	荒木 聡
係長	羽鳥 大樹
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	引田 めぐみ
主任主事	安藤 優太

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時32分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 定刻になりましたので、第37回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆さん、そして事務局の皆さん、こんにちは。委員の皆様には、昨日農業振興地域調整協議会ということでご出席いただきましてありがとうございます。また、引き続いて連日になりますけれども、総会ということで、今日はしばらくぶりに農業共済西支所でしたね、今年の4月から統合されまして、本日、いらっしゃっている石原支所長さんなのですけれども、この4月からこちらへお勤めになって支所長としてご活躍してもらっているわけなのですけれども、いろいろ統合されたりしてこの4月から変わっているのです。藤岡、富岡、そちらが一緒になってここが西支所、本店ということです。また先日のひょうの被害、そういうことで被害を受けている農家もありますし、今日は無理を言って支所長さんに挨拶がてらにちょっとその話もしてもらおうかななんて思って急遽お願いしたわけなのです。

そんなことで、先日の事前調査の中でいろいろとちょっとこれは問題だということでお話がありましたけれども、今日はきちんと決定してその後の進行に進めていただきたいと思います。そういうことで、石原支所長さんにご挨拶がてらそんな情報も聞かせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○支所長 会長からご紹介いただきました西支所の石原と申します。会長さんが言われたとおりなのですけれども、藤岡、富岡、高崎地区、こちらが西支所の管内ということになっております。昨日もかなり広範囲でひょうが降っております。皆様もニュース等で見られているかと思いますが、一番ひどかったのが前橋の南部ということで、直径3センチぐらいのひょうが、タクシーのガラスも割れているようなニュースもされていますけれども、ただ、今のところ、被害は出ているのですけれども、そんな大きい被害には今なっていないという、ちょうど町場のところに落ちているというのものもあるのかと思いますけれども、一応そういった形でなっています。西支所管内の昨日の被害のほうは、今落雷の建物共済のほうは少し出ているだけで、農産物については今現在は出ておりません。

ただ、収入保険にご加入されている方につきましては、被害申告がありませんので、年度末青色申告をいただくときにまた被害等をお伺いして、保険金の支払いということになります。今お話がありました収入保険というものを今農業共済のほうは非常に推進のほうさせていただいております。こちらは、青色申告書の農業をしていればどなたでもご加入ができるという非常に分かりの

いい今までの共済事業になかった保険ということで、青色申告が一定の金額から下がるとその分を補填させていただくということで、今までのお米の共済等ですと農家さんから、いつもうちはそんなに取れていないよ、何で共済金が出ないのだ、そういったお叱りを受けていたのですけれども、こちらの収入保険につきましては確定した金額以下になれば必ず保険金をお支払いできるという、そういった保険制度になっております。委員の方から、また1人入りたいというようなお話も今さっきお伺いしたところでございます。もしどなたかご紹介していただければ農業共済すぐに推進に参らせていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

○事務局長 では、この後議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第37回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただくわけですが、何名か場所を間違えて行ってしまったなんていうので。

それでは、委員の出席状況を報告させていただきます。ちょっと遅れてくるということなので、全員24名になるのですか。過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に移ります。

それでは、議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号8番、須田直子委員及び21番の松田健委員の両名を指名いたします。

また、書記の任命についてですが、事務局の清水主任主事を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

なお、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、平成8年7月22日許可、群馬県指令西農第1046号でございました。取消しの理由につき

ましては、建築の計画がなくなつたためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消し申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま取消の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

3番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

4番 契約内容は贈与、以前より借り受けて耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいとの申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

9番 契約内容は贈与、農業後継者として耕作している弟に申請地を譲り渡したいという同一世帯の申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は10件でございます。なお、この10件につきましては別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま第3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等お受けいたします。

この8番の譲受人の人は、まだ年齢的には若い。独身だったの。

○事務局 譲受人の方が75歳。

○会長 そんなになるのか。そうか、若い人だと思った。それで、今から農業経営拡大のため、借り受けてやる。そういうことだそうですね。

ほかに皆さんからご質問等ございますでしょうか。

異議がなければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。また、議案第4号、ナンバー1が関連案件になっているため、一括で審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1及び議案第4号のナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法4条の規定による許可申請について。

これからご説明いたしますナンバー1と関連案件である議案書11ページ、議案第4号ナンバー1の案件につきましては、申請者が同一のため、一括して説明させていただきます。

1番 申請地を園芸用の栽培施設及び販売施設として使用したいという農業用施設の申請でございます。転用済みの田と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書11ページ、議案第4号ナンバー1が提出されております。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて園芸用の栽培施設及び販売施設として使用したいという農業用施設の申請でございます。転用済みの田と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書9ページ、議案第3号ナンバー1が提出されております。

それでは、別添、農地法第4条及び第5条許可申請ナンバー1、審議資料を御覧ください。本申

請は、多肉植物やヤシの木など乾燥を好む植物の栽培及び販売をするための施設として転用するものでございます。

1枚目が位置図でございます。横向きにして御覧ください。図面中央のやや北側が申請地でございます。周囲は南側に向けて10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、申請地は農振農用地でございます。なお、本申請地は農林課にて農用地から農業用施設用地へ用途変更済みでございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。縦向きに見開いて御覧ください。図面中央の2筆が申請地でございます。周囲は、南北が公衆用道路、西側は田、東側は転用済みの田となっております。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。横向きにして御覧ください。申請地2筆を利用し、多肉植物やヤシの木、サボテンなどの乾燥を好む植物の栽培施設及び販売施設の計画でございます。図面のドライガーデンと記された場所にヤシの木などの大型植物を地植えし、小型植物はポットで栽培するとのことでございます。また、中央の広場には防草シートを敷き、展示販売するスペースとなる予定で、南側には資材庫を1棟設置する計画でございます。北側には来客用及び従業員用の駐車場を12台分設け、砕石仕上げで整備し、雨水については自然浸透処理する計画でございます。西側と南側にはフェンスを設置し、隣接する農地へ影響が出ないよう配慮するとのことでございます。

1枚おめくりください。4枚目が資材庫の平面図、立面図となっております。参考までに御覧ください。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー1及び議案第4号のナンバー1の説明がございました。

続きまして、調査報告に入ります。4班の調査になっておりますので、調査班長の井田裕委員から報告をお願いいたします。

○12番井田委員 事前調査報告、第4班班長、井田裕。農地法第4条許可申請、審議ナンバー1、農地法第5条許可申請、申請ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は代理人と譲受法人の責任者と現場担当者の3名の出席でした。

質問1 乾燥を好む植物を栽培する計画と聞いていますが、具体的な品目は決まっていますか。

回答 主なものは、ユッカ属の植物と多肉植物のアガベになります。国内生産と輸入品が半々になる予定です。

質問2 商品として取り扱えるようになるまでの生育期間はどの程度ですか。

回答 種類によって様々ですが、ユッカ系の苗は数年間はハウスで生育させ、その後地植えしてから3年から5年になります。ヤシの木は、最低でも5年になります。

質問3 事業を開始するに当たり、栽培技術に問題はないですか。また、販路は決まっていますか。

回答 栽培技術は、現場担当者が熟知しているため、全く問題はありません。販路については、一般のお客がメインとなり、現状では市場への出荷等は考えていません。

質問4 照明等は設置しますか。

回答 防犯上、照明の設置は必要と考えておりますが、設置する際には周囲の農地に影響が出ないように配慮いたします。

質問5 雨水対策はどのような計画ですか。

回答 雨水は自然浸透処理ですが、隣地に流れ出ないように、周囲に擁壁を設置する計画です。

質問6 本日現地を確認したところ、既に工事着工しており、完成に近い状態であると感じました。なぜこのような状況となってしまったのですか。また、大型の植物の移動は困難だとしても、移動可能な植物などは別の場所へ移動させ、農地に戻すことは可能ですか。

回答 当初は、農地を植物の栽培として活用するので、農地転用が必要なものとは認識しておりませんでした。計画を進めるに当たり、販売施設としての活用も計画していたため、農林課での軽微変更の手続や農地転用の許可が必要であったことが判明し、今回の許可申請となりました。現在事前着工している状態でありますので、委員の皆さんのご意見を踏まえて誠意を持って対応していきたいと考えております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま井田班長のほうから報告がございました。その報告最後まで皆さん聞いてもらって、分かるのですけれども、あまりにも許可受けなまま随分前へ進んでしまったということで、この間事前協議でもいろいろお話が出まして、今この状況だとちょっと許可をするわけにはいかないということで、事務局のほうでまたこの現地を見てきたそうです。それで、いろいろ代理人にも話したそうですので、その報告をしてもらいたいと思います。

○事務局 お世話になります。総会ということで、北部の委員さんもいらっしゃいますので、初めに改めてその概要をお伝えさせていただきます。

まず、話の中にもあったのですけれども、先週の6月の29日木曜日、事前調査において現地調査を実施した際、申請地にはヤシの木だったり、栽培用の植物、パレットなどが既に設置されておりました。その状況がA4のカラー刷りで委員さんのお手元に資料ございますので、そちらを御覧になっていただければと思います。6月の29日です。日付は撮影日は6月30日となっているのですけれども、これが事前調査当時の状況の写真、上がそのようになっております。おととい、7月3日月曜日の南部事前協議でこの件に関して農業委員さん、推進委員さんで話し合ったところ、基本的には先ほど班長報告があったように、事前調査のときと同様、動かせるものは動かす、是正していただくといった方向性でしたが、それ以外にも厳正に対応するべきとか、そうではなくて、許可要件を満たしている案件であれば一定のものを除却して栽培をしてもらえればいいのか、そ

ういった意見もありました。様々な意見が出た結果、南部の事前協議の総意としては、露地に植えてしまったヤシの木については許容するが、判断については事務局からの現地の報告を聞いてからといった結論に至っております。

事務局からの現地の報告がまさに今日の午前中、事務局のほうで現地確認をした結果が下のほうの写真になっております。現地の状況については、配付した写真資料のとおり、鉢やパレット等は撤去されておられません。結論から言うと、6月30日の上と比較すると何も変化がない状況です。代理人を通してそこら辺の事情を確認したのですけれども、できなかった理由というのが人員の確保の関係だったり、あとは天候を理由にできなかったみたいな話があったのですけれども、いずれにしてもやっていないという事実は確かです。この結果を受けて、そもそもこれは是正がされていないので、今日ここで審議する前の段階というのですか継続指導していくということで、まずは審議をせずに保留にさせていただければと事務局としては考えているので、いかがでしょうか。

もう一つ、意見を聞きたいのですけれども、今後の対応です。今回保留だとして、これから次回の南部、総会とかでまた皆様の意見、話合い、協議をする中で、是正期間が今回保留にすることで1か月延びることにはなるのですけれども、当然引き続き農業委員会として指導して、次回の南部事前協議、総会でこういった皆さんに分かるような写真の資料を用意したいと思っておりますけれども、事務局のほうでいろいろ現地を見たり、業者さんの話を聞き取って皆さんに報告させていただき、そういった方向性でよろしいでしょうかというところを確認させていただければと思います。

以上です。

○会長 今係長のほうからいろいろ報告がございまして、皆さんもこの写真見れば、一鉢も移動されていない。幾ら天気悪いといったって、一日中降っているわけではない。どうも誠意がないというような、この写真を見るとそんな感じがするのです。

そういうことで、今羽鳥係長のほうからお話がございましたとおり、1か月様子見て、また事務局のほうでいろいろ当事者にお話するようですので、また次回になるとちょっと班編制も変わりますけれども、次回の総会の中でまた審議したいと思っておりますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、次回に回すということで。

それでは、これより一括審議に移りたいと思います。

では、お願いします。

○事務局

2番 自宅への進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという通路用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

3番 申請地に農業用物置を建築したいという農業用施設の申請でございます。

4番 畜産業を営んでいるが、申請地に新たに管理舎を建築したいという農業用施設の申請でございます。

5番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請、一括案件は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質問等をお受けいたします。

なさそうですね。それでは、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、1番を除いて、あとは一括説明、一括審議ということで進めたいと思います。

それでは、説明お願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、共同住宅建築敷地への進入路が狭いため、申請地を買い受けて通路として使用したいという通路用地の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという露天資材置場の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが、工事車両及び作業員用駐車場が不足するため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間でございます。

14番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

18番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

19番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが、駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

20番 契約内容は贈与、自宅敷地が狭いため、申請地を母より譲り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は売買、自宅に近接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天

駐車場の申請でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、農業を営んでいるが、圃場に近しい申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、来院者用駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、現在の自宅が工場用地として買収されるため、代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、機械設置工事業を営んでいるが、資材保管用倉庫が不足しているため、申請地を父より借り受けて使用したいという倉庫兼車庫の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、自宅敷地が狭く、不便なため、申請地を父より借り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

37番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を借り受

けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は贈与、実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、一括案件は38件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部と北部、一括説明していただきました。ナンバー2からナンバー39です。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

この中でナンバー23ですか、みんなのところにも航空写真行っていると思うのですけれども、これが6,400平米ですか。面積多いので、3,000平米は農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するということになっております。この写真は最近の航空写真、これは。

○事務局 はい、そうです。

○会長 随分そばに森林で、これは何だろう、杉かな、ヒノキかね、これ。

○事務局 大分生い茂っていて、種類もちょっとはっきり分からないような状態なのです。

○会長 杉とかヒノキだったら、これ花粉症の人大変だなと思ったので。

○事務局 建売分譲住宅ということで、通常であれば生活利便性とか、要は市街化しているところがいいかもしれないのですけれども、ニッチなというのですかね、逆に自然に囲まれたところで生活したいとか。

○会長 そういう人はいいけれども、花粉症の人はこれは大変だなと思って。

これ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。意見聴取します。

そのほかの議案についてどうでしょうか。これといったあれはないでしょうか。今回5条の申請件数が本当に少なくて、またそのうち増えてくるのですかね。

それでは、そのほかの意見も許可相当にしてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続けてやってもいいですか、事務局。どうします。よろしいかな。

それでは続きまして、議案第5号に移ります。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番でございます。1番ですが、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。納税猶予を受けようとする農地の欄、畑、872平米と畑、828平米の2筆を削除していただき、合計面積を1万983平米に訂正をお願いいたします。訂正の理由といたしましては、事務局と信澤農業委員で現地調査を行ったところ、こちらの2筆については農地として適正に耕作、管理されていなかったためでございます。納税猶予を受けるためには農地として適正に耕作、管理していることが条件となりますが、この状態では審議できない旨を代理人に伝えたところ、こちらの2筆を除き、審議をしていただきたいとのことで回答をいただきました。

それでは、説明に入らせていただきます。1番 申請人は被相続人の長男でございます。相続開始年月日は令和4年9月25日でございます。本申請地につきましては、一部、特定貸付地もございしますが、今後も継続して耕作及び貸し付けをしていきたいとの申請でございます。なお、令和5年6月26日に信澤健治農業委員と現地調査を実施し、削除した2筆を除き問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても問題はありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 今説明ございました。この中で貸付地がある、これ利用権が必要。

○事務局 利用権で貸付けする。

○会長 利用権でね。

○事務局 はい。

○会長 そうすると、そのあとの残りが、相続税猶予を受けていないあとの残りを自分で耕作すると。そういうことなのですからけれども、どうでしょう。異議がなければ適格として証明するわけですから、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

ナンバー1 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のため

の物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

続きまして、ナンバー2 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 次に、地域担当委員から報告に入ります。

まず、ナンバー1ですけれども、片岡地域になっておりますので、寺崎正親委員から報告をお願いいたします。

○5番寺崎委員 ナンバー1について現地を確認してきた結果について報告いたします。

5月9日の日に事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、接道もなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。以上です。

○会長 1番、2番、報告してもらってから審議に入ります。

続いて、ナンバー2ですけれども、これ久留馬地域です。ということで、飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 ナンバー2について現地を確認した結果を報告いたします。

4月25日に推進委員の清水茂樹委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことを報告いたします。

以上です。

○会長 今ナンバーの2の報告がございました。私もナンバー1とナンバー2の写真見せてもらったのですが、ナンバー1はすごい、もう竹林状態でした。ナンバー2ももう森林状態になっているということでした。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何かご質問等ございましたら、お願いします。

異議がなければ、証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

第1号から第4号までです。

それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は住宅の敷地拡張、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか14件、合計15件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、合計3件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和5年5月の総会において許可相当としていただいた案件で、また農業委員会ネットワーク機構からも異存なしとの回答をいただいておりますが、開発許可の手続の遅れから令和5年5月25日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条が4件、5条が41件、合計45件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和5年6月22日付で許可書を交付しております。

報告事項については以上でございます。

○会長 その他ということで、事務局のほうから。

○事務局 本日退任慰労会が開催されます。日時ですが、本日午後6時となります。また、場所はホテルメトロポリタン高崎6階丹頂Ⅱとなりますので、出席される委員さんにおかれましてはよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 今河野君から報告がございました。場所を間違えないでください。そういうことで、今回これ37回ですか。皆さんとともに3年間農業委員としてこういう総会、審議等を行ってきたわけですが、今日が最後となりました。大変お世話になりました。いろんなことがありましたけれども、こういう世の中でいろいろ変わってきて、農業関係も厳しい中でいろいろ審議の内容も変わってきました。そういうことで、皆さんには大変お世話になりました。今月総会は、新たな委員さんとともに班編制を行いまして、またいろいろ協議、審議ということでお世話になるけれども、よろしくお願い申し上げます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第37回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時37分 閉会